



# 島根県報

平成20年 6 月27日 (金)  
号外 第 89 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害者福祉課)

### 公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (規則第55号)

1 規則の概要

障害児施設給付費等の支給の申請等に係る様式を改めることとした。(様式第 9 号・様式第14号関係)

2 施行期日

平成20年 7 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第55号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和27年島根県規則第72号) の一部を次のように改正する。

様式第 9 号中「障害者基礎年金」を「障害基礎年金」に、「10万円 (注 1) 未満」を「28万円未満 (18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満)」に、「不動産等」を「不動産等」に改め、同様式注を次のように改める。

注 上記申請内容を確認できる書類 (世帯状況・収入・資産等申告書等) を添付してください。

申請する減免の種類 (変更申請するものについて

申請する減免の

様式第14号中

を

に、「障害者基礎年金」を「障害基礎年金」に、「10万円 (注 1) 未満」を「28万円

記載 してく ださい。 ( )	種 類
--------------------------	--------

未満（18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満）」に改め、同様式注を次のように改める。

注 上記申請内容を確認できる書類（世帯状況・収入・資産等申告書等）を添付してください。

**附 則**

この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。